

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月4日

京都市会議長 加藤 盛司

京都市会規程第2号

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第7条第6号中「事業所得」の右に「，譲渡所得」を加える。

第1号様式及び第2号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「先物取引に係る事業所得」の右に「，譲渡所得」を加える。

第4号様式注以外の部分及び第5号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、議長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(市会事務局政務調査課)